

令和 8 年 第 2 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 8 年 5 月 29 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 8 年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分			議 長 田 中 政 司	
	閉会	令和 8 年 6 月 19 日 午後 0 時 53 分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	太 田 政 信	出	9 番	山 口 虎 太 郎	出
	2 番	團 隆 則	出	10 番	宮 崎 良 平	出
	3 番	水 山 洋 輔	出	11 番	川 内 聖 二	出
	4 番	大 串 友 則	出	12 番	森 田 明 彦	出
	5 番	古 川 英 子	出	13 番	辻 浩 一	出
	6 番	阿 部 愛 子	出	14 番	芦 塚 典 子	出
	7 番	諸 上 栄 大	出	15 番	梶 原 睦 也	出
	8 番	諸 井 義 人	出	16 番	田 中 政 司	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	山 口 卓 也	環境政策課長	
	副 市 長	萩 尾 友 明	こども未来課長	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	健康づくり課長兼 統 括 保 健 師	
	政 策 部 長	津 山 光 朗	福 祉 課 長	
	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	小野原 博	地域共生社会推進課長	
	市 民 部 長	筒 井 八重美	農業政策課長	
	福 祉 部 長	山 口 貴 行	うれしの茶振興課長	
	産 業 部 長	井 上 章	観光商工課長	
	教 育 部 長	森 永 智 子	建設農林整備課長	
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	都市計画課長	
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	教育総務課長	
	秘書広報課長		学校教育課長	
	企画政策課長		社会教育課長	
	総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	松 本 龍 伸	下 水 道 課 長	
	防災安全課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	財 政 課 長		監査委員事務局長	
	市 民 課 長		農業委員会事務局長	
	税 務 課 長		代表監査委員	
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	太 田 長 寿		

令和 8 年第 2 回嬉野市議会定例会議事日程

令和 8 年 6 月 19 日（金）

本会議第 6 日目

午前 10 時 開 議

- | | | |
|--------|--------------|--|
| 日程第 1 | 発議第 4 号 | 源泉に関する特別委員会の設置及び付託について |
| 日程第 2 | 発議第 5 号 | 塩田庁舎等利活用検討特別委員会の設置及び付託について |
| 日程第 3 | 討論・採決 | |
| | 議案第 30 号 | 嬉野市塩田総合窓口設置条例について |
| | 議案第 31 号 | 嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 32 号 | 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 33 号 | 嬉野市文化振興審議会条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 34 号 | 嬉野市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 35 号 | 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について |
| | 議案第 36 号 | 令和 8 年度嬉野市一般会計補正予算（第 2 号） |
| | 議案第 37 号 | 令和 8 年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議案第 38 号 | 建設工事請負変更契約の締結について |
| | 議案第 39 号 | 財産の取得について |
| | 議案第 40 号 | 財産の取得について |
| 日程第 4 | 発議第 6 号 | 皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書について |
| 日程第 5 | 議案質疑 | |
| | 発議第 6 号 | 皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書について |
| 日程第 6 | 討論・採決 | |
| | 発議第 6 号 | 皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書について |
| 日程第 7 | 発議第 7 号 | 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について |
| 日程第 8 | 議案質疑 | |
| | 発議第 7 号 | 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について |
| 日程第 9 | 討論・採決 | |
| | 発議第 7 号 | 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について |
| 日程第 10 | 議員派遣について | |
| 日程第 11 | 閉会中の付託事件について | |

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さん、おはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．発議第4号 源泉に関する特別委員会の設置及び付託について及び

日程第2．発議第5号 塩田庁舎等利活用検討特別委員会の設置及び付託について、この2件を一括して議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題とした、発議第4号及び発議第5号につきましては、議長を除く議員全員が提出者または賛成者です。よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号及び発議第5号の2件は、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論を省略することに決定しました。

これにより、発議第4号について採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第4号 源泉に関する特別委員会の設置及び付託については可決されました。

次に、発議第5号について採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第5号 塩田庁舎等利活用検討特別委員会の設置及び付託については可決されました。

お諮りします。ただいま、源泉に関する特別委員会及び塩田庁舎等利活用検討特別委員会が設置されました。それぞれの特別委員は、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名いたします。なお、議席番号は省略します。

まず、源泉に関する特別委員会の委員には、太田政信議員、團 隆則議員、水山洋輔議員、大串友則議員、古川英子議員、阿部愛子議員、諸上栄大議員、諸井義人議員、山口虎太郎議員、宮崎良平議員、川内聖二議員、森田明彦議員、辻 浩一議員、芦塚典子議員、梶原睦也

議員、以上15名を指名いたします。

次に、塩田庁舎等利活用検討特別委員会の委員には、太田政信議員、團 隆則議員、水山洋輔議員、古川英子議員、阿部愛子議員、芦塚典子議員、以上6名を指名いたします。

これで特別委員の選任、指名を終わります。

ここで休憩いたします。この休憩中に、各特別委員会の委員は、会議を開き、それぞれ正副委員長を互選してください。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時7分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

ただいま、各特別委員会から、正副委員長互選の結果が議長に報告されました。

源泉に関する特別委員会の委員長に諸井義人議員、副委員長に山口虎太郎議員、塩田庁舎等利活用検討特別委員会の委員長に水山洋輔議員、副委員長に古川英子議員、以上のとおり決定いたしました。

日程第3．討論・採決を行います。

最初に、議案第30号 嬉野市塩田総合窓口設置条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

議案第30号について採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第30号 嬉野市塩田総合窓口設置条例については可決されました。

次に、議案第31号 嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

議案第31号について採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第31号 嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第32号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

議案第32号について採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第32号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第33号 嬉野市文化振興審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

議案第33号について採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第33号 嬉野市文化振興審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第34号 嬉野市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

議案第34号について採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第34号 嬉野市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第35号 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について討論を行います。討論はありませんか。太田政信議員。反対ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○1番（太田政信君）

議席番号1番、太田政信です。私は、議案第35号 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、五町田郵便局、久間郵便局、大草野郵便局において、住民票や印鑑証明などの各種証明書交付業務を取り扱わせるためのものです。

私は、市民サービス向上そのものに反対するものではありません。しかし、本議案について、費用対効果の観点から賛成することができません。現在、嬉野市では、コンビニ交付サービスが導入されています。コンビニ交付では、営業時間が長く、休日や夜間でも利用でき、市内各所に設置されているため、市民にとって非常に利便性の高い仕組みであります。一方で、前年度に吉田郵便局で導入された経緯は、これまで吉田公民館に委託していた業務を吉田郵便局に委託したものであり、新たに郵便局へ広げる今回の議案とは性質が異なると考えております。また、資料によれば、吉田郵便局で証明書交付は1年間で143件であり、そのうち130件がコンビニ交付で対応できる内容の証明書でありました。つまり、郵便局でなければ対応できない証明書交付は極めて限定的であったと見るべきであります。

そのような状況の中で、今回、さらに3つの郵便局へ拡大するために、委託費、VPN設置費、プリンター設置費、スキャナー購入費などを含め約170万円の補正予算が計上されています。加えて、今後も固定費や管理費などのランニングコストが継続的に発生します。私は、この支出に見合う利用が本当に見込まれるのか。大いに疑問を感じます。

また、現在、嬉野市は、新庁舎移転に向け、ワンストップ窓口の整備など行政手続の効率化が進められています。さらに、国全体として、マイナンバーカードやコンビニ交付など、行政サービスのデジタル化を推進しています。

そうした流れの中で必要なのは、窓口を増やし続けることではなく、市民がより便利で効率的な仕組みを利用できるように後押しすることではないでしょうか。年間数回しか利用されない証明書交付のために新たな窓口を増設するより、コンビニ交付の利用促進やデジタル化の推進に力を入れるべきであると考えます。

特に、財政難にある本市においては、今回、3つの郵便局へ拡大は、過剰な住民サービスとなるおそれがあり、費用対効果も薄いと言わざるを得ません。限られた財源の中で本当に必要な事業なのか、優先順位は適正なのか考えたときに、私は本議案を支持することはできません。

以上の理由により、議案第35号に反対いたします。議員各位の賛同を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。賛成。（「議案に対しては賛成です」と呼ぶ者あり）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

議席番号3番、水山洋輔でございます。議案第35号 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの反対討論では、利用件数や費用対効果の観点から、本事業の必要性について疑問が示されました。確かに、限られた財源の中で、事業の効果や費用対効果を検証することは重要であり、その視点は十分理解できるものであります。しかし、今回の郵便局における証明書交付サービスは、新庁舎への移転に伴い、市民の利便性向上と行政サービスの維持を図るために実施されるものだとして理解しております。塩田庁舎においては、総合窓口として、引き続き各種証明書の発行業務が継続されます。その上で、本事業は、塩田庁舎や新庁舎を補完するサービスとして、地域住民が身近な場所で行政サービスを受けられる環境を整備するものです。特に、高齢者の方や移動手段が限られている方にとっては、証明書の取得のためだけに市役所にまで出向くことが大きな負担となる場合もあります。そのような方々が日頃から利用している身近な郵便局で手続きができることは、市民の負担軽減につながるものだと考えます。また、行政サービスは、多くの方が利用することが目的だけではなく、必要な方が必要なときに利用できる環境を確保することも重要です。

デジタル化を推進する中で、コンビニ交付サービスもありますが、現在はその過渡期だとも思います。デジタル化を進める一方で、デジタル機器の利用が難しい方や移動に不便を抱えていらっしゃる方を取り残さない行政サービスの提供が求められているのではないのでしょうか。

以上の理由から、本事業は、市民の利便性を高めるとともに、誰一人取り残さない行政サービスを実現する上で重要な必要性和意義を有するものと私は認め、議案第35号への賛成討論いたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

それでは、議案第35号について採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第35号 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については可決されました。

次に、議案第36号 令和8年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。太田政信議員。反対ですね。

○ 1 番（太田政信君）

議席番号 1 番、太田政信です。私は、議案第36号 令和 8 年度嬉野市一般会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算には、市民生活に必要な事業も含まれております。しかし一方で、到底納得のできない事業、費用対効果が不透明な事業、そして、本当に頑張っている事業者を応援する方向になっているか疑問を感じる事業が含まれます。特に強く反対するのは、観光振興推進事業、肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会負担金、中山間地域所得確保対策事業であります。

まず、肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会負担金及び中山間地域所得確保対策事業についてです。資料を見る限り、これらの事業は本来であれば、地域産業の所得向上や販売拡大を目的とするものだと思います。しかし、実態として、コーディネーターやアドバイザーに多額の費用が支払われる構造になっており、私には、事業者の所得確保対策ではなく、コーディネーターの所得確保対策事業に見えます。

中山間地域所得確保対策事業では、事業費456万5,000円のうち、コーディネーター関係だけで188万5,000円が計上されています。これは事業全体の相当な割合を占めています。本当に農家や事業者の所得向上につながるのでしょうか。

補助金は、事業者の熱い思い、燃えるような挑戦心に対してまきをくべるものだと思います。しかし、火のついていない事業に幾らまきをくべても燃えません。事業者自身が SNS で発信し、商品を磨き、顧客とつながり、売る努力をしている。その上で足りない部分を行政が支援するのは分かります。しかし、どちらの事業者も複数人が集まっているにもかかわらず、SNS の更新や情報発信が十分でない。今の時代は何を売るかだけでなく、誰から買うかの時代です。にもかかわらず、コーディネーターにお金を払えば何とかしてくれる、専門家に任せれば売れるといった考え方では、事業者自身の力つきません。これは本当の意味での産地再生ではなく、補助金頼みの事業になってしまうのではないかと思います。

次に、観光振興推進事業についてです。

資料では、ホームページリニューアルに370万円、AI を活用したアプリ開発に270万円、合計704万円が計上されています。私は観光振興そのものに反対するわけではありません。観光は嬉野市にとって大切な産業です。しかし、この時代に、ホームページ更新や多言語対応、アプリ開発に何十万、何百万という金額をそのまま計上する感覚には強い疑問があります。一般質問で申し上げましたが、時代は大きく変わっております。今は、AI エージェント、Claude Code、Codex のような技術を使えば、ホームページの更新、簡単なシステムの構築、多言語対応、予約や案内機能の整備などは以前よりはるかに低コストでできる時代です。にもかかわらず、従来型の見積りのまま、何十万、何百万という金額を積み上げているのであれば、それは市側にとっても、事業者側にとっても、時代認識が足り

ないと言わざるを得ません。今の技術を十分に活用せず、高額な委託費をそのまま出してくるようであれば、もう一度精査し直すべきです。財政状況が厳しい中で、市民の税金を使う以上、これまでそうだったから、業者がそう言っているからで済ませるべきではありません。

次に、さが園芸888整備支援事業及び園芸産地強化支援事業についてです。

私は、茶業や園芸を支持すること自体に反対しているわけではありません。むしろ、地域で本気で頑張っている農業者、計画を立てて生産性を上げている事業者こそ、しっかり応援すべきだと考えます。

しかし、今回、当初、さが園芸888整備支援事業、県50%、市10%の補助を前提に申請していた事業者が、結果として、園芸産地強化整備支援事業、県60%市5%へ移ることで、市の補助率が下がっている形になっている点は納得できません。なぜ、計画を立て、申請し、生産性向上に取り組もうとした事業者の支援が市は下がるのでしょうか。逆ではないでしょうか。

計画性のある事業、実行力のある事業、将来の地域産業を支える事業者にこそ、手厚く支援すべきです。計画を立てて頑張っている事業者の補助率が下がり、別の事業では、コーディネーターやホームページ費として何百万円も支出される。この予算の組み方で本当に現場の事業者を応援していると言えるのでしょうか。補助金は頑張っている人の背中を押すものであって、火のついていない事業を延命するものではありません。自分で発信し、自分で売り、自分で挑戦している事業者こそ支援すべきです。外部のなんちゃってコーディネーター、なんちゃってアドバイザー、なんちゃってホームページ制作に多額のお金を流すだけでは、本当に地域の力は残りません。委託が終われば終わり、補助金が切れれば終わり、そういった事業をこれ以上増やしてはいけません。今必要なのは、見栄えのいい事業名ではなく、実際に所得が増えたか、売上げが増えたのか、利益が増えたのか、事業者自身の発信力や販売力が上がったのか、そこを厳しく見ることです。地域振興、観光振興、所得確保という言葉は聞こえがいいです。しかし、その中身がコーディネーター費、アドバイザー費、ホームページ費、アプリ開発に偏っているのであれば、市民から見れば納得できる予算とは言えません。

本当に所得を増やしたいのであれば、まず、現場の事業者が自ら売る力を持つこと。本当に観光を伸ばしたいのであれば、高額なシステムをつくる前に、今あるAIや低コストのデジタル技術を使い倒すこと。本当に農業を支えたいのであれば、計画を立て、生産性を上げようとしている事業者の支援を下げるのではなく、むしろ重点的に支援すること。この方向に予算を組み替えるべきです。

以上の理由から、私は今回、議案第36号についてこのまま賛成することはできません。市民の税金を使う以上、もう一度、費用対効果、事業者の本気度、デジタル技術の活用、そして、本当に地域に力が残る事業なのかを精査し、見直すべきです。

よって、議案第36号に反対いたします。議員各位の御賛同を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。大串友則議員。賛成。（「はい」と呼ぶ者あり）

○4番（大串友則君）

議席番号4番、大串友則です。私は、議案第36号 令和8年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど、反対の立場から、大変重みのある、そして、本質を突いた御指摘がなされました。補助金は、頑張っている人の背中を押すものであり、動いていない事業を延命するものではないという視点。また、今の時代に即したデジタル技術を使いこなし、徹底的なコスト意識を持つべきだという先進的な危機感。そして、計画を立てて本気で挑戦している現場の事業者こそ最優先で応援すべきだという現場第一の熱い思いには、私1人も議員として深く共感し、その意見には全く異論はありません。

しかし、財政状況が厳しい中で、市民の血税が1円たりとも無駄に使われてはならないこと。そして、外部任せの事業では本当に地域の力が残らないという懸念は、議会全体で共有すべき極めて重要な課題でもあります。

しかしながら、今回の補正予算全体を見渡したときには、そこには、今この瞬間も市民の生活を守るために一刻も早く執行しなければいけない重要な事業や、地域経済の歩みをここで止めてはならない喫緊の課題に対応するための予算も数多く含まれております。課題や懸念があるからといって、予算案全てを否決し、立ち止まってしまうことは、結果として、市民生活や地域経済に別の不利益を生じさせかねません。今、私たち議会に求められているのは、予算を頭から否定することではなく、先ほど、反対討論で示された厳しいチェックの目を、今後の執行過程において、私たち自身が持ち続けることだと思います。予算を承認した上で、執行部に対し、事業者自身の自立を促す運用の徹底、最新のデジタル技術を活用したコストの徹底的な削減、そして、真に汗を流して頑張っている現場へ確実に支援が届くような厳格な検証をこれまで以上に強く求め、厳しく監視していくことが重要であると考えます。

執行部におかれましても、先ほど提起された費用対効果の疑問や、時代認識の不足という厳しい指摘を真摯に受け止め、事業の真の成果にこだわった予算執行を促すものであります。

以上の観点から、議案第36号 令和8年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）に対する賛成討論といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第36号の討論を終わります。

議案第36号について採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第36号 令和8年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

議案第37号について採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第37号 令和8年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第38号 建設工事請負変更契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

議案第38号について採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第38号 建設工事請負変更契約の締結については可決されました。

次に、議案第39号 財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

議案第39号について採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第39号 財産の取得につい

ては可決されました。

次に、議案第40号 財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

議案第40号について採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第40号 財産の取得については可決されました。

次に、先日、辻 浩一議員から、発議第6号 皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書についてが提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第4. 発議第6号 皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、辻 浩一議員。

○13番（辻 浩一君）

議席番号13番、辻 浩一でございます。意見書について発議をさせていただきたいと思えます。

発議第6号

皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年6月19日提出

嬉野市議会議長 田中政司様

提出者 嬉野市議会議員 辻 浩一

賛成者 嬉野市議会議員 森田 明彦

嬉野市議会議員 宮崎 良平

理由、安定的な皇位継承を継続していくため。

皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書（案）

悠仁親王殿下におかれましては、令和7年9月、秋篠宮皇嗣殿下以来40年ぶりとなる男性皇族として成年式をお済ませになられました。9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところであります。

す。

天皇陛下、皇族方には、本県で開催されました令和6年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会をはじめ折々に佐賀の地を御来県いただき、御臨席が地域にとって極めて意義深く、県民に深い敬慕の念を抱かせていただく機会となっております。

悠仁親王殿下は、皇位継承第2位であり、やがて皇位を御継承になられることになる。しかし、現状の皇室制度のままでは、悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が不在となる事態も想定せざるを得ない。また、皇族数の減少は、皇室の公務体制の維持のみならず、男系による皇位継承の安定にも影響を及ぼすことが危惧される重大な課題である。

政府から国会に「天皇の退位等に関する皇室典範特別法案に対する附帯決議」に関する報告書が提出され、検討の要請がなされてから、4年が経過するも、必要な整備はいまだに実現しておりません。皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は我が国の根幹に関わる重大な課題であります。

よって、国におかれましては、皇室典範の改正に関する一層の議論を進め、一刻も早くその総意を取りまとめられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月19日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

総務大臣内閣官房長官殿

以上であります。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第6号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第5．発議第6号について議案質疑を行います。

なお、発議第6号は、通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで、発議第6号の質疑を終わります。

日程第6．討論・採決を行います。

発議第6号 皇統の伝統に基づく安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書について
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第6号の討論を終わります。

発議第6号について採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票
してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第6号 皇統の伝統に基づ
く安定的皇位継承の国会議論促進を求める意見書については可決されました。

次に、先日、議員発議として、芦塚典子議員から、発議第7号 川内聖二議員に対する議
員辞職勧告決議についてが提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第7．発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について、議題といたし
ます。

地方自治法第117条の規定により、川内聖二議員は本件に直接の利害関係を有するため、
議事終了まで退席を求めます。

〔川内聖二議員 退場〕

本件の審議に先立ち、ただいま除斥されております川内聖二議員から、地方自治法第117
条ただし書の規定によって、会議に出席し、発言したいとの申出がっております。

この際、お諮りします。この申出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。川内聖二議員の申出に同意することに決定しました。

それでは、川内聖二議員の入場を許可します。

〔川内聖二議員 入場〕

ここで、川内聖二議員の発言を許可します。

○11番（川内聖二君）

皆さん、発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして、先に、本件において御迷惑をおかけいたしました相手様方
に対しまして、改めて心よりおわびを申し上げます。また、市民の皆様、議会関係者の皆様
にも多大な御迷惑と御心配をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

私自身、この事態に重きを置き、自らの行動に対しまして、日々反省を深くしております。
今後は二度とこのようなことがないように、自らを厳しく律し、議員としての責任を自覚し、
市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思います。このたびは、誠に申し訳ございませ

んでした。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員の発言は終わりました。

川内聖二議員の退席を求めます。

〔川内聖二議員 退場〕

それでは、発議第7号につき、朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

議席番号14番、芦塚典子です。まずもって、傍聴席の皆様、6月の繁忙期に傍聴に来ていただき、大変感謝申し上げます。また、御苦労さまでございます。

それでは、発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について御説明いたします。

発議第7号

川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年6月19日提出

嬉野市議会議長 田中政司様

提出者	嬉野市議会議員	芦塚	典子
賛成者	嬉野市議会議員	山口	虎太郎
賛成者	嬉野市議会議員	阿部	愛子
賛成者	嬉野市議会議員	古川	英子
賛成者	嬉野市議会議員	大串	友則
賛成者	嬉野市議会議員	水山	洋輔
賛成者	嬉野市議会議員	太田	政信

理由、川内聖二議員の行為は市民の信頼を著しく損なうものであり、その責任は重大であることから、議員辞職を勧告するため本案を提出する。

川内議員に対する議員辞職勧告決議（案）を説明いたします。

川内議員に対する議員辞職勧告決議（案）

令和8年5月11日に開催された議員全員協議会において、嬉野市議会議員川内聖二氏が、

今年の2月末の事件に関する説明をされました。市内の飲食店で知人の頬をはたいて、先方が警察に被害届を提出し、書類送検されたという事案です。傷害事件を起こしたことを認め、いろいろと迷惑をかけたと謝罪されました。5月13日の新聞紙上において、「川内議員は報道関係者の取材に対し、相手に手を出したことは認めた上で、今後は検察から調査請求があれば応じると説明しております。一方、被害に遭った男性は、今年の2月にあった事案に対して、議会がこの時期に対応したことについて、不満を漏らしているということでもあります。」このような報道が、全国ニュース、あるいは新聞紙上等で掲載され、市民の皆様からの抗議の手紙や電話が多数寄せられております。また、今年度5月19日に議会運営委員会の席において、川内聖二議員は、議会運営委員会の委員長と同委員の辞職をなさいました。

嬉野市議会議員がこのように市民に手を出したとされる傷害案件は、嬉野市議会基本条例第20条に「議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、嬉野市政治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めなければならない。」と規定されております。このことから、議会における諸活動だけでなく、私生活においても法令を遵守し、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められております。

公職である市議会議員が、傷害事件を起こし、書類送検されるという事態は、嬉野市議会基本条例第20条に抵触するものでありまして、市民の皆様からの信用を著しく失墜させ、また、嬉野市議会の名誉と品位を著しく損なわせることになった次第です。

よって、嬉野市議会は、川内聖二議員に対して、市民に対し厳粛に信託に応えるため、また、その政治的・道義的責任を明確にするため、速やかに議員の職を辞することを強く勧告いたします。

令和8年6月19日

佐賀県嬉野市議会

以上です。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第7号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第8．発議第7号について議案質疑を行います。

なお、発議第7号は、通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。辻 浩一議員。

すみません、この質疑に関しましては、お一人様3回ということによろしいでしょうか。

○13番（辻 浩一君）

この勧告決議案の文言の中で、嬉野市議会政治倫理条例を遵守しというふうに書いてありますけれども、当然のことながら、これが、例えば、有罪判決であったり、収賄、あるいは公金横領、議会内での暴力ということであれば当然その対応に当たるというふうに私は考えるんですけれども、しかしこれは私人間トラブル、和解の成立、不起訴等々ありますけれども、これが政治倫理条例のどこに抵触するのかということを教えていただきたいということと、それと、一番重い、辞職を勧告するということで一番重い申出であります、これに値するかどうかという、そこの説明をよろしく願いいたします。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

最後をもう一回、最後の一言を。

○議長（田中政司君）

辻 浩一議員。

○13番（辻 浩一君）

このことが、議員辞職を求めるということは一番最高に重い勧告だというふうに思いますが、これが本当にそれに当たるかどうかということをお願いいたします。

○14番（芦塚典子君）

まず第1番目に、有罪判決ではないということであります。2月末に、ここに書きましたように、知人の頬をはたいて、先方が警察に被害届を提出し、書類送検されたということを本人から説明を受けました。今、警察から裁判のほうに書類が送検されておりますけど、不起訴ということを新聞紙上で私も知りました。ただ、2月の末日、川内議員が、先方が警察に被害届を提出し、書類送検をされたというのは刑事事件なんです。これは、この事実を覆すことはできません。川内議員は被疑者なんです。これは到底消えない。不起訴でありますから、裁判官に送られたというのは不起訴です。裁判ではもう裁判をしませんということですよ。ただ、この傷害事件を起こして、先方が警察に被害届を提出し、書類送検をされたというのは刑事事件です。刑法204条にあります。傷害罪なんです。これは消すことができません。したがって、川内議員の行った行為は、重要な行為だと私は思います。

それと、嬉野市倫理条例にどこが抵触しているかということなんですけど、倫理条例は塩田町時代からあります。時代を経て、塩田町時代からあります。それをいろいろ精査して、今、嬉野市の倫理条例になっております。これには嬉野市の倫理条例が提出されております。市民の信頼に値する高い倫理観と品位を保ち、政治倫理に関する全ての高潔性を務めるように、保つように、示すようにしなければならないという条項があります。倫理条例2条です。

その2に、また、この議員の行動に対して疑惑を持たれた場合は、率先して、自分が自らその事実内容を明らかにし、そして、最後に、その責任を明確にしなければならないとあります。したがって、この倫理条例は、私はこの勧告には何ら反対という事案はないと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、確認をさせていただきます。先ほどの質問と重複するところはあるかと思いますが、まず、今回、特にこの決議の案の中で、先ほども述べられましたけども、議会の基本条例第20条、そして、それにまた並ぶ嬉野市の政治倫理条例というのが附則でございますけども、まず、この政治倫理条例の、いわゆる目的、第1条、議員は非常にこの点お詳しいとは思いますが、まず第1条に掲げている目的の主なところをちょっと御紹介いただけますか。（発言する者あり）

これをあえてちょっとお尋ねしましたのは、今回、先ほどもありましたように、非常に重い決議を提案されておりますけども、そもそも政治倫理条例の中には、当然、議員たるものということで、モラル、そういったものは当然常識的なものと思っておりますけども、特にこの目的の中にまず書いてあることが、やはり議員の権限、地位、そういった影響力を不正に行使して自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置を定めるということですね。それと、当然、市民の信頼に応えるとともに、自覚を持ちなさいというようなことが書かれてあります。そういったことで、この場合、特に厳罰とも言える議員辞職の勧告が必要であると思われた点、示された点について、そこを再度ちょっと説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

大体さっきの辻議員に対して重複はいたしますけど、倫理条例並びに基本条例の中に、当初は、合併した当時、平成18年、議会は市行政に追随するだけじゃないかという、そういう市民からの批判がありました。それで、議会はそうではない、自らの政策を立案し、そして、私たちの本当に、こんなに物価高で苦しめるのにというメールをいただきました。物価高対策、それから安全・安心の確保、それから産業の振興、これについて議員は、自らの政策を立案し、そして活動しなければならないということをうたっております。それともう一つ、今までなかなか議会というのが公開されておりました。ですので、議会の活動の公平性・公正性、あるいは公開して、これを市民のために自ら自分たちの活動を公開していくというような、そういう目的を掲げられております。

それで、私がここに書きましたように、この事案は2月の事案なんですよ。そして、私た

ちが初めて知ったのは、5月8日の議運と5月12日の全員協議会、全員にこれを公開、公開というか協議するように報告していただいたのは5月19日です。2月の事案なんです。どういことでしょうか。基本条例に、公平性・公開性というのをうたっています。これは重要な案件だと思います。

それと、さっきおっしゃったように、基本条例は18年の合併当時から23年かかって実施されております。その中には、やはり高い倫理的な義務が課せられている。そのことを、高い倫理的、議員はですよ、議員は高い倫理的義務が課せられておることを自覚し、品位の保持に努めなければならないと。これは私たちの議員の議会の基本条例なんです。これを破るとい、市民間の話であるので、市民間の間の話になるので、議会は関与するとか意見も出ました。そして、この2月から延々と5月になるまで、これは当人の問題であるから、議会は静視すべきだという。これはさきの全員協議会でも言葉がありました。こういうのでいいでしょうか。やはりこの事案は、3月議会がありました。そのときに定義すべき、公開すべき。それがこの議会としての公開性、あるいは公正性を保つ議会の在り方やないでしょうか。議員の在り方ではないでしょうか。私はそのように思います。それで、これは重要な案件だと思って、今回、さきの全協でも、これは議会が結論するものではない。議会は静観すべきだという意見がたくさん出ましたが、あえて私はここに、6月議会において、これで決議をしなければ、議員としての私は意思表示ができないと思ひまして、ここに立たせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ただいま提出議員からの説明も併せまして、5月19日、この決議案の中にも示されておりますけれども、議会運営委員会の席において、まず、議会運営委員長と同時に同委員の職を辞任されております。そして、そのときに、先ほどちょっと説明がございましたけれども、2月の事案をなぜ5月まで公開しなかったのかという点がございましたけれども、これに関しましては、同議員より、任意の調査等が行われておりましたということで、そこはそれで、日程的に遅れた理由等については一定の説明も受けたと認識をしております。

そういった中で、これも同じように示されましたけど、その後、いわゆる私人間のトラブルではございますけれども、当事者間で示談のほうも成立をしておられ、また、先ほど議員も述べるように、不起訴という処分の決定もなされたということはまた報道でもあったところでございます。ですので、こういった点も、例えば、考慮されなかったのかというところと、それにあわせて、いろんな選択肢があろうかと思ひますけれども、例えば、口頭注意、もしくは議長による、文書による厳重注意。そういったものも考えられなかったのか。いわ

ゆる辞職勧告という最も重い決議しかないと行き着かれたところ。ここに関して、再度説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

まず、最初の2月の事案に関して、本人さんが捜査に関係するのではということで延ばされたということなんですけど、それは、警察及び関係で、議会はその経過を、議会は重要視するということをしてません。ただ、この事案だけ、この事案に関して、2月の末に行われた刑事事件に関して、議会はどういうふうに、私たちは表明するかと、それをまずしました。そして、不起訴という案件に対しても、それは警察、あるいは裁判所の行動でありまして、議会はこの事実案件に関して、議会の意思を表明することにしました。

そして、口頭注意、あるいは勧告というのがありますけど、これは、口頭注意、勧告は、議場内での、あるいは委員会、議会内でのことで懲罰に対するこれがありますけど、この案件は、私生活においての案件ですので、これを私は地方自治法が使えなかったのです。地方自治法は、勧告、あるいは謝罪、それから出席停止、除籍というのがあります。これがこの議会でいろんな争議をされたのであれば、この地方自治法が使えます。ただ、これは私生活の問題でしたので、あえて私たちの持つ基本条例と、そして、倫理条例を法的根拠に持って決議を提出しております。これはまた別件であります。

そして、一つが何で遅れたかということ、本人の捜査上。それは本人の関係であって、議会としての立場は、捜査上だから議会としては黙っておかなければならないとか、隠しておかなければならないとか、そういう行動は議会としては持っておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

同じような質問になるかとは思いますが、ちょっとお尋ねをいたします。

私もこの事件に対して、それを是とするものではないですけれども、先日、6月になってから不起訴になったということは新聞紙上で知っております。最近、世の中を見てますと、マスコミの報道には、首長及び議員などの不祥事が新聞紙上をにぎわしておることは御存じのことだと思いますし、私も承知をしております。

今回の川内議員の事件に関して言いますと、川内議員は私人間のトラブルではあったと言いながらも、それに対して、私たちの前で深く深く陳謝をし、反省もし、それにおいてまた役職辞任等もされておるという、その範疇ではいけなかった。なぜ辞職勧告までに至らなければいけなかったのかという。もう一回質疑をいたしますので詳しく説明をお願いいたしま

す。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

5月の12日、13日、新聞紙上とかニュースで川内議員のこの事案が報道されております。そして、陳謝されておりますということがあります。さっきの陳謝に関しては、議会内の行動に関する陳謝でありまして、これは議会内の行動に対する陳謝は受けておりません。また、できません。懲罰動議の中に入っておりません。懲罰の種類の中に。それで、あえて私は自治法を、これを根拠とするのではなくて、私たちが一番規範としている基本条例、議会が3年間かけて、私たちがこの議会の在り方、議員の在り方を示した基本条例に沿って、これを根拠法として、議員の辞職勧告を提出するに至ったところです。

それと、やはり新聞紙上、テレビ等で放映されまして、名前が出ております。それによって制裁を受けたという方もいらっしゃいますけど、新聞紙、あるいはニュース、これは個人の国民の、あるいは市民の事案に対して制裁を科すような、そういうものではありません。この新聞報道は事実を正確に伝えるという報道でありますので、これによって、この人たちの行動が制裁を受けたであろう。だから陳謝をしている。だから謝罪をしている。そういうのじゃなくて、ちゃんとこの私たちが持つ議会基本条例に関して、この基本条例はもっと品位を保って行動すべきじゃないかという条例に沿って、私はこの決議案を提出しております。以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

大体分かりますけれども、この事件について、今日、議会でこういうふうに大きく取り上げられ、また、市民のほうもネット、テレビ等で御覧になっている方もおられるかと思います。

それと、今後、相手方もあることと思います。川内さんのほうにも家族もあります。その方たちに対する二次被害が出てこないかなと私はちょっと心配をしておりますけれども、提案者の芦塚議員さんはそのことは考えになられたかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

2月末にこの事案を起こしたということは、もう刑事事件ですね。これに関して私たちは、家族に対してどうこうとか、本人に対してどうこうとか、そういうのを考えなければならないという条例は私たちの議会の条例には持ち合わせておりません。

それともう一つ、刑事事件です。暴行罪、傷害罪、この嬉野議会において認められるんですか。それをお聞きしたいと思います。認めないから、暴行罪、傷害罪、駄目ですよ。議員としてこれを律しなければならない、品位を保持しなければならないというのが、この倫理条例、嬉野市です。嬉野市倫理条例、そして、嬉野市議会基本条例、3年かけて。これがそのときの議長は、この嬉野市基本条例は、日本国憲法に次ぐこの議会での最高規範だと何回も言われました。そんなして基本条例をつくって、私たちは議員の行動、議会の在り方、議会の運営の仕方、これを決定しております。それで暴力はよいですかと、そういうことは言えません。傷害罪がいいですか。そういうことは、私たちはノーとしか言えません。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

先ほどの質疑の中でも出てきておりましたけども、示談の成立の話、私たち、この報道は不起訴になったという報道があって、その示談の成立の話など一切出てきてなかったと思って。私も川内議員個人からも、全員協議会の中とかでも示談が成立したという話は一切報告を受けておりませんけども、この示談書の内容が口外の禁止事項がどうなってるか私知る由がないところでもありますけども、芦塚議員はこの示談が成立している話は御存じなのでしょうか。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

一応は概略的なもので、一応示談が成立したということは、私も直接本人からは報告は受けておりません。示談が成立したということは、起訴・不起訴、この裁判における判断でそれは考慮されるということをお聞きしました。不起訴になっておりますので、それと、本人からの報告は受けてないんですけど、一番最初に、2月の末から先方の方と話合いをしているという、そういう話を受けましたので、示談は私は確定的なものは持っておりません。不起訴でありましたので、多分示談が成立しているのかなという、そういう想像的なもので私は受け取っております。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

先ほど質疑をされた議員さんたちが、川内議員個人から、示談が成立している話をもし聞かれていたのであれば、それこそ誰かにその示談の成立をされているのを一部だけに話して、全員にそれを共有しないというのはおかしいのかなと、ふと質疑を聞いてて思ったんですけど

ども、そこら辺のところは芦塚議員はどのように思われますか。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

すみません、一番最初に5月の8日でしたか、これを議運で説明されたときに、2月末日ということで、日にちを言われなかったんですよ。それでずっと2月末で言っております。そして、倫理条例にありますように、倫理条例に反することに疑われた場合は、率先して自らの事件に対して明確にし、責任を取らなければならないという条項があるんです。それがなかったというのもあります。提出するに至って。それも一因ではあります。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員、3回目ですね。

○4番（大串友則君）

3回目です。最後に確認ですけれども、あくまでも示談という要綱は、芦塚議員は臆測であって、示談が成立されているという事実は知らないという認識で大丈夫ですか。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

示談を成立しましたというのを、本人から、あるいは関係者からお聞きしていません。ただ、その示談が成立する成立しないは法廷の場であって、私たちはあくまでもこの事件に対して、議会の意思表示をしているのでありまして、示談の成立、成立してないは、この決議案には盛り込んでおりません。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。團 隆則議員。

○2番（團 隆則君）

先ほど辻議員の質問にもあったんですけども、政治倫理条例のどの部分に抵触する、違反するということで、回答が、有罪判決ではなくて、知人の頬をはたいたというところで、不起訴にはなってるけれども、刑事事件とおっしゃられました。それが嬉野市の政治倫理条例第2条に抵触すると先ほどおっしゃられました。

第2条をちょっと改めて今ここで申し上げさせていただきます。

嬉野市政治倫理条例第2条、市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理観及び品位の保持に努め、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるように努めなければならないと記載されております。

ここから、先ほど刑事事件ということでおっしゃられたんですけども、川内議員が相手

方に暴力を振るわれたということで、この文言の中でどういうふうに、抵触するとおっしゃられたんですけども、抵触する、もう十分分かるんですけども、どのようにこの文言に対して暴力行為が違反しているのか。明確に理由をお答えできればお答えいただければと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

暴力行為に対して、刑事事件に対して、どうこう答えるという権限はありません。これは刑事事件でありますので、警察、あるいは裁判所でそれを審議されるのでありまして、私はこの刑事事件に関して云々というそういう権限は持っておりません。

ただ、傷害罪を行ったというこの事案、これに対して嬉野市は、暴力はいいのか、傷害罪は認めますよ。そういうのではないということで、倫理条例、あるいは基本条例、高い倫理観、倫理的義務が課されてあるという。また、条例の中には、市民の信頼に値する人格でなければならないというふうな、こういう条項をもって私はこの決議案を提出しております。刑事事件に関しては、刑法、あるいは警察、あるいは裁判所でそれを協議なさるので、その件に関して私は権限は持っておりません。

○議長（田中政司君）

團 隆則議員。

○2番（團 隆則君）

刑事事件に関しては、裁判所の判断に委ねるところということで御回答ありました。また、暴行は嬉野市の政治倫理条例に十分に反するということでの回答でございました。

ただ、先ほど自分が言いました第2条のところの文言のところでなんですけども、暴行が政治倫理条例に反する可能性があるというのは十分分かるんですけども、それが、政治倫理基準に照合して、照らし合わせて具体的にどうなのか、明確な理由をお尋ねしているところであるんですけども、ちょっと先ほどの御回答では、暴行イコール嬉野市政治倫理条例に違反するということで、ちょっと一般通念上の回答かなというところの認識も、聞いていてちょっとそういうふうに感じたところでございます。具体的な辞職勧告決議という重い措置に至った理由を、政治倫理に反するから、暴行して政治倫理に反するからと述べられているわけなんですけども、この第2条に関してですけども、暴力以外で第2条に定める議員の政治倫理に反する行為というのはどんなものがあるのか。御参考までに教えていただければと思います。

○議長（田中政司君）

ちょっとそこは難しいかな。答えられますか。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

團議員がおっしゃるように、政治倫理に反する事例というのは、團議員自身がいろいろなネットで調べていただければ、すぐ出てきます。私がここで言う立場ではございません。

それと、2条の政治倫理条例というのが、そこですね、議員辞職勧告につながるのかというのがありますけど、この2つを、私も何回も申し上げております。それで、ここで一番の重要なことは、議員の規律、議会の在り方をこれで、政治倫理条例、また基本条例で定めております。これの中に暴行罪、傷害罪は認めますよという条項があれば、私は出すことはできません。こういう条項はありません。ですよ。暴行オーケーですよ、刑事事件オーケーですよ、傷害罪オーケーですよという、そういうのを政治倫理条例また基本条例にオーケーですよ、どうぞどうぞと書いてあれば、私のこれを提出する根拠的な法律はないです。この法律があるから、市民に期待される高い倫理観を持つ。また品位を保つ。それに関しては、高潔性を示すようにしなければならない。

それと、こういう疑念が出た場合は、自らこの事実を明らかにし、責任を明確にしなければならないとありますよね。こういう条項です。だから、これは議会内のことじゃないから、自治法では本当に難しい立場に置かれました。しかし、私たちはこのように、嬉野市議会基本条例というのを3年間かけて、議会の在り方、議員の在り方をつくっております。これに対して、私たちが出した決議案、これを根拠的な法律としております。

以上です。

○議長（田中政司君）

團 隆則議員。3回目。

○2番（團 隆則君）

先ほど暴力オーケーの条項の話をちょっとされたんですけど、私ちょっと一言お断りさせていただきたいんですけども、議案質疑をしているからといって暴力を容認するわけでも、また、川内議員のした行為を正当化するものでは一切ございませんので、そこだけちょっとお断りさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

決して、暴力オーケーですよ、傷害罪は認めますよというような考えをお持ちとは思っておりません。嬉野市議会議員の一員である以上、この基本条例をしっかりと身につけていらっしゃると思います。その点についての質問だったと受け止めております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私も質疑で、この辞職勧告決議を出された理由として、議会運営委員会ですとか、全員協議会の中の話も今まで聞きながら、過程として、懲罰動議ができないかですとか、問責決議ができないか。そういったところを議会運営委員会の中でも様々ほかのやり方も考えられた上で、ただ、今現状のこの嬉野市議会においては、そういったところの条例の制度上できないところもあったということで理解しています。それによって、今回はこのような辞職勧告決議の提出に至ったということで私は理解しているんですけども、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

議運が5月8日に行われたときに、まず、これが2月の案件で5月ですよ。もう6月議会しかないというのがありました。それで、まず政治倫理審査会——これの請求ができないかと。そしたら、嬉野市の規則では、市民の方しかできないんです。それで、まず、政治倫理条例の改正を提案しました。改正は今議会できると思いましたので、改正を提出したらすぐに政治倫理審査会に審査をお願いして、内容のいかんをお願いして、その報告に従って私たちはこの勧告を提出するかしないかを考える機会があったと思います。しかしそれは、例えば、6月議会に出して、政倫審が3月ぐらいになりますよね。12月議会になるのか——そしたらもう来年になります。ですよ。そして、今この議会で主流派というのか、総理をしてある方は、この議会では、これは結論を出さない。静観すべきだということを、数名言っておられます。私はそれでいいのかと。やはり市民に対する公平性、あるいは公開性、これはもう6月議会を逃しては駄目だというのがありましたので、あえてこの決議を提案させていただきました。

それと、もう一つ、議会内のことではありますので、懲罰、これを使えなかったんです。懲罰動議を。懲罰動議は出席停止とか除名とかあったんですけど、除名というところまであります。だけど、議会内の事案でないので使えないというのがありましたので、あえて基本条例を、私は根拠法としてこれを提出した次第です。ある程度いろんな面で法律が使えないかというのをる協議いたしました。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

まずもって、先ほどから懲罰というものが使えないとということでお話しされてますけど。（「何が使えないですか」と呼ぶ者あり）懲罰というものが使えないと、要は使えなかったということでお話しされてますけど、132条、品位保持義務違反、そして、先ほどからおっ

しゃってる議会の信用失墜行為と。刑事罰に該当していると。ここがあれば基本的に135条において、ここは行使できるということになってると思いますけど、そこについてちょっとお伺いします。（「135条の何ですか」と呼ぶ者あり）135条の懲罰審査を行えるようになってますけど、そこに対してちょっとお伺いします。（「懲罰動議の仕方だったですかね、135条」と呼ぶ者あり）懲罰の事由としても十分ということになってるんですね。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

除名の手続だったですね。確かに、懲罰の種類、動議いろいろ考えました。戒告、陳謝、出席停止、除名あります。ただ、134条、135条、これを考えましたが、133条、これはできるんですよ。侮辱罪は。それと129条、この前私に科されたものですけど、129条、議会内の暴言を吐いたり、これを騒がせたりしたのが129条、133条、129条、これはこの懲罰の種類で、議会ではできるんですよ。陳謝、あるいは除名まで。ただ、これが、言いましたように、委員会内の、議場内のその事案ではないので、これは使えないということを判断して、そして、この基本条例を持っているじゃないかと、これに抵触するんじゃないかということで、しかも、もうぎりぎりの6月議会の最終日です。これでしないと、もう次は12月議会とかそういうふうになれば、それでは市民に対する公開性・公正性、これが議会としても表明できないと思ひまして、今に至ったところです。それは地方自治法ではできないということです。

○議長（田中政司君）

指名しますので。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

答えになってないというのが1つあって、要は、私は135条というのが、この懲罰動議の提出とかということができると言ってるんですよ。できるんですよ。

○議長（田中政司君）

今もう2回目、こちらできないとおっしゃいましたけん、立って2回目ば言うてください。（「確認をちょっとしていただきたいなと思って」と呼ぶ者あり）1回目の確認をしてください。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

先ほどからおっしゃってる議会内のこと、また外のこと。市民に対する暴力に対しても、実は懲罰動議って行えるんですよ。135条にしっかり明記してあるので行えるんですけど、ここに対しての、要は協議等がなされなかったのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

懲罰動議は、全国市議会議長会議長の参与の方が、この懲罰動議に関しては、議場外でのことは例外とされております。それで、私はそれをもって、この懲罰の種類、あるいはこれは議場内、あるいは委員会内、議会内部でのことじゃないので、あえてこれを採用しなかったし、皆さん方に御協力を得なかったところです。例外とされております。全国市議会議長会の議事関係に関する参与の方は例外とされておりますので、私はその参与の意見をいただきました。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

幾らここで討論してもしょうがないかなというのがあるんで、あと2点目行きます。

本件に関して、当議員は、既に議会運営委員会というのも辞職されている。自ら社会的・政治的な責任の一部を取られていると私は思うんですけど、さらにこれ、司法における不起訴処分ということになっております。これが客観的事実としてあるんですね。（「司法における何か聞こえませんでしたけど」と呼ぶ者あり）不起訴処分。（「不起訴処分ですね」と呼ぶ者あり）芦塚議員にお伺いしますけど、当事者議員が既に受けているこれらの社会的ペナルティー、そして、また反省の態度、そして経緯について、今回の議案を起草するに当たって、どのくらい深く精査をされたのか。評価をされて。その見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

まず不起訴処分、それから社会的ペナルティーを科されているということで、不起訴処分というのは、新聞報道がありましたので心得ております。不起訴処分だから、先ほども最初から申し上げておりますように、川内議員は被疑者になっており、傷害罪というのが科せられております。それは許すべきではないと思いました。

それと、社会的ペナルティー、これは社会的ペナルティーというのは何なんぞやというのを考えました。報道ですか、ニュースですか、それとも市民の方の抗議、これが社会的ペナルティー。社会的ペナルティーは社会的ペナルティーです。ここでいつも言っているのは、この議会としての意思表示をしているんです。社会的ペナルティーがありますから議会は関与しませんよという意見もありました。確かに。

しかし、私たちは議員ですよね。市民の皆さん方の負託を受けております。名前を一人一人書いていただいて投票して、そしてこのバッジをつけさせております。その方が、暴力、

刑事事件を起こしたということで、はいどうぞでは済まされないと思っております。ですので、私たちは今ここで決議案として、議会としての立場、暴力に対する立場、傷害罪に対する立場、これをイエスかノーか。そういうのを表明しているところです。ですので、社会的ペナルティーとか不起訴処分というのは、いろいろ原案に対してもいろいろメールをいただいて、ある程度このようなものを、皆さんの意見をこれに載せております。ここにおいては、不起訴処分だからとか、社会的ペナルティーがありますからとか、そういうのは論外じゃないかと思っております。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

次行きます。本議会が市民、社会に与える影響というのについてなんですけど、辞職勧告決議というのは、法的拘束力を持たないじゃないですか。道義的な意思表示という形になりますよね。しかしながら、事実関係というものの丁寧な本当に検証とか、特別委員会とかという、こういう慎重審議というのを本来すべきだったと思うんですよ。

ただ、これ何となく、私、分らないです。どうなのか。ただ、感情論だけで一足飛びにいつているような感じがするんですよ。この重い決議を施行すること、強行するというのは、かえって議会全体の信頼の失墜とか、何か市民に対してやっぱり誤ったパフォーマンスにしか見えないんじゃないかと思うんですね。私、これずっと思った、ずっとだから今まで議運でも、それこそ全協でも言ってきた。もう少し精査をするべきじゃないかとずっと言い続けてきたところ、そこで、議会としての品格とか、先ほど言った品格とか説明責任、これをきっちり果たすために、やっぱりほかの措置、先ほど言ったような陳謝とか、嚴重注意とか、そういうことによって、段階的に規律を維持していく。これだけでは駄目だったのかと。最終的にここに向かうんだったら、また話は違ってくると思うんですけど、ちょっとそこについて、提出者として明確な判断基準、ここについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

まず、判断基準を申し上げます。これが一番の元凶は、2月の事案だということですね。それで、政治倫理審査会を立ち上げたいとありました。これはもう今年度中には無理かもしれない。その間どうするんですか。総理が言っておりますように、これは観察するより仕方ありませんねというのをここ半年行きますか。感情論とおっしゃいましたけど、いろんな事例をやはり調べさせていただきました。これは被疑者というのがこれはもうくつつくんですよ。ですので、れっきとした刑事事件であるというのを私は調べさせていただきました。

それと、誤ったパフォーマンスとおっしゃいましたけど、何が誤ったパフォーマンスなの

かと思って、もう本当にすごく言うんですけど、6月議会ですよ。この議会で、議会が何らかの意思表示をしないと、本当に市民の方が感情的に議会に対して何をしているかと言われる可能性もあります。そして、それは本当に私たち、公平性・公開性というのを明示しておりますので、もうぎりぎりの段階なんです。そして、いつもおっしゃったように、これをもう少し精査してと、その精査するのが、私たちの条例の中には、議員から請求はできなかった。だからそれを、改正案を提出しているんです。もうぎりぎりの段階です。決して感情論、あるいは誤ったパフォーマンスと言われるゆえんはございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは質問をさせていただきます。

まず、決議案が、先ほど読み上げていただきましたが、その中に、市民から抗議の手紙、電話が多数寄せられているというような文言がありましたが、その件に関して、具体的な件数等をもし御存じだったらお示し願いたいと思うのが1点。

それと、先ほど来答弁等を聞いておりますと、市民からいただいた負託を損なうというような状況、そういうところで今回の決議案提出に至られたことの答弁をいただいておりますけれども、その件に関しましては、提出者のお考えをお尋ねしたいと思います。本件と同程度の事案が今後発生した場合は、今後も同様に辞職勧告というような形を求められるお考えなのか。辞職勧告に至る暴力の程度というのは、どのくらいなのか。仮に、例えば、議員間や、議員と職員間でこづついたりとか、市民との間でもめごとがあったりとか。書類送検まではいかないときはどのように考えられているのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

まず1つ、市民の皆様からの抗議や電話が多数寄せられているというのを、全協とかに一応知らせていただいた。その時点では、電話なり手紙、電話11件だったと思います。その時点で11件というのをお聞きしたと思います。

それと、暴力の程度。本当に辞職勧告というのは厳しい程度であります。それと、先ほど宮崎議員がおっしゃったように、これは決して法的拘束力はありません。これを決議したといっても法的拘束力はありません。ただ、議員の辞職ということができるのは、私たちは権力はありません。選挙だけなんです。市民の皆様の選挙で議員になるかならないか。それ以外に、先ほど言いました辞任じゃなかった、除名、除名というのがありますけど、これはかなり議会内での議案に対して厳しい、私たちの精査もついております。選挙でしか議員の当落

というのはできませんので、私たちはただ、この事案に対して、そうですか、じゃあ次の選挙を待ちましょうかと、そういうことでいいかと思います。今、この事案に対して、ぎりぎりの6月議会の最終日、これに出して、はっきりした議会としての意思表示をしたいと思うので、今回これを決議させていただきました。

それで、その間に政治倫理審査会等を立ち上げたいというのはありましたので、それは、今後、改正は申し上げていきたいと思います。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

お聞きした内容と答弁が若干違ってくるころがあったのかなと思いますので、すみません、ダブって申し訳なかとすけれども、もう一度、私は先ほど、本件と同程度の事案が発生した場合、今後も同様に辞職勧告をお求めになられるお考えなのかどうか。それに対して、辞職勧告に至る暴力の程度というのをどのくらいお考えになるのか。例えば、議員間や議員と職員間でのこづかれたり、市民との間でもめごとがあって、書類送検まではいかなかったときというのはどのようにお考えになられるのかというところの質問をお願いします。もちろん私も暴力というのは容認すべき、認めるべきものではないと思います。ただ、そこのお考えというのをちょっと気になったものでお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

まず、次の事件が起きた場合に、再度この辞職勧告決議案を提出するのかということなんですけど、次の案件ができた場合に、先ほど申し上げましたように、この条例の改定案を次に上げたいと思いますので、条例が改定できたら、議員から審査請求ができるんです。それで、政治倫理審査会、これというものを立ち上げていただいて、これに関して、どのような報告があるかということで、議会でまた協議して行って、即、次の事案があったからといって、このような案件に移る、決議案を出しますよというあれじゃありません。

それと、暴力の程度ですね。この暴力の程度が暴行罪と傷害罪とかなり違います。暴行罪は2年以上、傷害罪は15年以下、かなり違います。これは傷害罪に認定されております。厳しい判決というか、判例というのが、2年以上と15年以下では大分違います。暴行罪だったら暴行にすぎなかったのかなというのがありますので、傷害という、傷つけたという罪名を認否として上げられておりますので、これは大変な事案だと思っております。

それと、先ほど申し上げました、これが決して次の事件に対する私たちのスタンスじゃないということ。できれば政治倫理審査会に審査を委ねていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

ある程度その基準というのは理解はできました。ただ、最後に、提出者の議員さんは非常に法律的に詳しいという状況だなと思っておりますが、先ほど傷害罪に認定されてますと断言されましたよね。それで、これ不起訴という結果が出たということに対して、果たしてそこを断言していいものかどうかちょっと心配になったもので、最後にそこは、果たしてそれが司法関係者でもないのに断言していいものなのかなというところに少々私は疑問としていかなものかなとは思うんですけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

それは裁判所が決定することでありまして、傷害罪じゃなくて、傷害事案として書類送検をされております。傷害事案です。暴行事案じゃなくて、傷害事案として検察に書類送検されております。それはちょっと訂正させていただきます。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで、質疑を終わります。

日程第9．発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について、討論を行います。討論はありませんか。辻 浩一議員。

○13番（辻 浩一君）

私は、本決議案に反対の立場から討論を行います。

まず、本件において、相手方が傷害を負う結果となったことは極めて遺憾であり、議員として軽視できるものではありません。また、被害を受けられた方に対して心からお見舞いを申し上げます。

しかしながら、本決議案は、議員の辞職を求めるものであり、議会として取り得る最も重い政治的意思表示の一つであります。その判断に当たっては、事実関係やその後経過を総合的かつ慎重に考慮する必要があります。本件は議会活動に起因するものではなく、議会外における私人間のトラブルに端を発した事案であります。また、当該者間では和解が成立し、刑事手続においても不起訴処分が確定しております。さらに、本人は相手方への謝罪の意思を示しており、議会及び市民に対しても反省と謝罪の表明をしております。

私は、こうした状況において、本件をもって直ちに議員としての職を失うべきものとまで断じることには慎重であるべきだと考えております。もちろん、今回の行為に対する政治的・道義的責任がなくなるわけではありません。しかし、その責任の取り方は必ずしも辞職

のみではありません。市民からの批判や評価を受けながら、自らの行動を深く反省し、議員活動を通じて信頼回復に努めることもまた一つの責任の果たし方であると考えます。市民の中に辞職を求めることは承知しております。しかし、辞職を求めることがあただけで、辞職勧告が相当になるわけではありません。議員の身分は本来、市民の負託によって与えられたものであり、その去就については極めて慎重な判断が求められます。

今回の事案については、厳しく受け止めるべきである一方で、辞職勧告決議をもって対応すべき段階に至っていないと判断し、本決議案に反対するものであります。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。賛成。（「そうです」と呼ぶ者あり）大串友則議員。

○４番（大串友則君）

議席番号４番、大串友則です。発議第７号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議に対し、賛成の立場から討論いたします。

まず、私たち市議会議員は、市民の厳粛な負託を受け、市政を監視し、市民の暮らしを守るべき重い責任を背負っております。その議員が自らを選出してくれた主権者である市民に対し、本年２月末に暴力行為を働いたという事実は、到底見過ごすものがない重大な背信行為であります。いかなる理由、いかなる背景があろうとも、暴力は断じて許されません。これは政治家としての資質以前に一個の人間としての倫理観が厳しく問われる事態であります。

さらに、本案に賛成せざるを得ない決定的な理由は、事件発生から報告までに生じた不自然な空白の期間にあります。事件があったのは２月末であるにもかかわらず、議会や市民へ報告がなされたのは５月上旬であり、この２か月もの間、事態が公にされなかったのはなぜでしょうか。もしこれが隠蔽の意図であったり、あるいは事態の重大性を認識していなかったとしたりするのであれば、その不誠実さは二重の意味で市民の信頼を裏切るものであります。過ちを犯した直後に自ら事実を明らかにし、潔く頭を下げてこなかったその姿勢こそ、政治的・道義的責任の重さを倍増させていると言わなければなりません。

本会議の議員間には、口頭注意など、軽微な処分にとどめるべきではないかという慎重な意見があることも承知しております。しかし、私はあえて問いたいです。市民に暴力をふるい、その事実を２か月以上も伏せていた議員に対し、身内である議会が口頭注意という極めて甘い処分ですませてしまえば、嬉野市議会は市民からどのように見られるのでしょうか。市議会は、身内の不祥事をなみなで済ませる組織なのかという決定的な不信感を植え付けることになるのではないのでしょうか。ここで私たちが厳格な姿勢を示さなければ、嬉野市議会の自浄能力は完全に喪失したと見なされ、議会全体の信頼は根底から失墜いたします。市民の厳しい目線に耐え得る議会であり続けるためには、身内であっても犯した行為と不誠実な対応に対して、毅然とした態度で挑まなければなりません。川内議員においては、自らの

行動が市民に与えた恐怖と傷、そして、議会の尊厳を傷つけた重みを深く反省し、速やかにその職を辞することを強く求めます。

議員の皆様におかれましては、市民の代表の良識と誇りにかけ、本決議案に賛成いただくよう強く訴え、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。森田明彦議員。どっち。反対。

○12番（森田明彦君）

議席番号12番、森田明彦です。発議第7号の川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議案には反対の立場で意見を申し上げます。

まず、私は本件を軽視するものではありません。議員は市民の代表として、その言動には高い倫理性が求められることは言うまでもありません。今回の件により、市民の皆様にご心配をおかけし、また、議会への信頼を損ねたことは重く受け止めるべきと考えております。

ただ、今回提出の議員辞職勧告決議案には賛成をしかねます。提出者が問題視する嬉野市政治倫理条例の目的は、先ほども若干述べました、御存じかと思いますが、その権限及び地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることがあった場合に、必要な措置等を定めることによりと後に続く文言があります。特に、市役所や議会の中での事案ではなく、私人間の問題でもあり、さらに、当事者間では示談も成立し、報道もなされたとおり、不起訴処分となっています。市民の信頼を損ねたという事実があるとしても、口頭注意または厳重注意では足りないのか。なぜ、陳謝では足りないのか。また、議会の役職の辞任もされておりますが、それでも足りないのか。その説明が十分になされたと言えるでしょうか。

辞職勧告は、議会が行うことのできる最も重い政治的意思表示の一つであります。議員は市民の選挙で選ばれた公職であり、その進退に関する判断は極めて慎重でなければなりません。今回の件について、何らの対応も不要であるというものではありません。ただ、議会は裁判所ではありません。議会に求められるのは、厳しい結論を出すことではなくて、適切な結論、これを出すことだと考えております。本決議案は、その均衡を欠くものであると考えるため、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

賛成討論はありますか。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

議席番号3番、水山洋輔でございます。発議第7号に対する賛成討論をさせていただきます。

発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議案への賛成討論をいたします。

今回の事案について、市民の皆様はどのような思いで見えておられるでしょうか。私は、多くの市民の方がなぜこのようなことが起きたのか。議会はどのような対応をするのかと注視されていると思います。市議会議員は市民の代表として選ばれた立場です。だからこそ、議員は高い倫理観や責任ある行動を求められます。

今回の事案は、市民に対して、手を上げるという行為であり、市民の信頼を大きく損なうものです。私は、この事実を議会として重く受け止めなければならないと考えます。議会として判断すべきなのは、刑事事件の責任の有無ではありません。市民の代表である議員に求められる倫理観、説明責任及び政治的・道義的責任に照らし、今回の事案をどのように評価するのかということでもあります。

先ほど来からありますように、今回の事案については、2月末に発生した事案でございます。約2か月が経過した5月初旬に議会全員協議会にて説明が行われました。その経緯についても、市内でうわさが広がり、その話を受けて事実確認を行ったことが契機となっております。この事実を受け、議会では、議会運営委員会や議会全員協議会において、本件に対してどのような対応を取るべきかについて協議も重ねてきました。その中では、先ほどからもありますとおり、不起訴となったことや、本人の反省、謝罪を重く受け止めるべきとの意見もありました。また一方で、市民への暴力行為という事実や、説明責任の在り方を受け止めるべきとの意見もあり、様々な議論が行われました。

また、先ほどの皆さんの答弁の中でも、示談の認定はという言葉が出てきていますが、示談が認定されたということは、議会全員協議会などでは公に私たちは聞いておりません。ある意味一部の議員の方がこの事実を知っているということは、これが本当に議会として開かれた議会であるのか。議員として、議員皆さんの公平・公正性、透明性が図られているのか、私はそう感じざるを得ません。

様々な意見がありますが、警察の捜査結果は、事件としての個人の責任を問うものでございます。しかし、その結果と、議員としての在り方や政治的・道義的責任は別の問題だと考えます。市民の皆様の立場から言えば、なぜもっと早く説明がなかったのかと疑問を持つのは当然ではないでしょうか。

市民の皆様から負託を受けた議会として、このような事案をどう受け止めるのか、その姿勢を示すためのものだと私は思います。もしこのような事案に対して、議会が明確な意思表示を行わなければ、市民の皆様から、議会は身内に甘い、議員だけは特別扱いされていると受け止められても仕方ありません。このような事案が発生した際に、議会としてどのような姿勢を示し、市民の皆様に対して、どのような説明責任を果たすのか。その対応そのものが問われていると思います。

これまでも議会運営委員会や議員全員協議会で、様々な方法、やり方も検討されてきたという提出者の芦塚議員の言葉もありました。これは、議員の皆様も御承知のことだと私は思

います。その中で、今回、このような辞職勧告決議を出すに至ったという経緯も皆様御承知されているかと思います。私自身は、御本人の反省や謝罪を軽んじるつもりは一切ございません。しかし、それと議会としての判断は別物だと思います。市民の皆様に対する説明責任を果たすとともに、議会としての意思を明確にするためにも、本決議案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

ほかに反対討論はありますか。團 隆則議員。

○2番（團 隆則君）

議員番号2番、團 隆則と申します。発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議案に反対の立場から討論を行います。

初めに申し上げます。本決議案に反対する立場ではございますが、対象議員が相手方に手を出した行為を容認し、また、正当化する考えは一切ございません。また、市民の意見をないがしろにすることもございません。本件に関しまして、市民の皆様は御心配や御不信を招いていることについては、議会の一員として重く受け止めなければならないと考えております。また、仮に、不適切な行動、言動があったのであれば、そのことについて真摯な反省と説明責任が求められることは言うまでもございません。

しかしながら、本決議案が求める議員辞職は、議員に対する議会の意思表示として最も重い措置の一つでございます。議員は市民の選挙によって選ばれた公職であり、その進退は、本来、有権者の判断に委ねられるべき側面を有しております。したがって、辞職勧告を行うためには、市民の信頼を著しく失墜させる重大かつ明白な事実があり、その職責を継続することが著しく不適当であると認められる場合でなければならないと考えます。

本件については、市民との間のトラブルであり、報道の影響が大きいことは承知いたしておりますが、その事実関係や経緯については様々な主張が存在しており、議会は捜査機関でも裁判所でもございませんので、暴力事件の内容について追及する権限はございません。また、本件は、公金の不正支出や収賄、職権の乱用など、議員としての地位や権限を利用した行為でもございません。

提案理由にもありますが、議会基本条例第20条に定めるところの政治倫理条例を遵守するという点に関しては、暴力行為に関して、具体的に条例の中でどの部分が抵触しているのか、質疑応答のやり取りの中では明らかになりませんでした。私としましては、政治倫理条例でいうところの政治倫理、あるいは政治倫理審査会の機能とは、本来は、先ほど述べましたいわゆる政治と金の問題を問うべき制度であり、個人間のトラブルに関して、裁定や仲裁を行う制度や機関ではあり得ないと考えます。もちろん、そのことによって、この問題自体がなくなるわけでもなく、再発防止策の検討が必要なことは言うまでもありません。ただ、本件が直ちに議員辞職を求めるほどの事案であると断定することは、やはり慎重にあるべきだと

考えます。

議会の役割は、世論や感情に流されて結論を急ぐのではなく、事案の性質と措置の均衡を冷静に判断することにあります。本件に対し、同様の事例と比較するというのも不適切であるかもしれませんが、少なくとも私は、注意、陳謝、その他の対応について議論する余地はあるとしても、辞職勧告という最も重い政治的判断にまで至るべき事案であるとの確信を持つことはできません。

よって、本決議案に反対するものであります。

改めて申し上げます。本決議案に反対する立場ではございますが、対象議員が相手方に手を出した行為を容認し、また、正当化する考えは一切ございません。議員各位の冷静な判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。古川英子議員。賛成ですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○5番（古川英子君）

議席番号5番、古川英子でございます。同意に入る前に、本来ならば、この事案に関して、全員協議会で決めることが一番妥当だと思うんですけど、全員協議会で割れてしまって、こういうふうに議会の場に出したということ自体、すごく私自身は何か違うんじゃないかなという思いの中で今までの討論を聞いておりました。また、ここに出したということで、私たちは行政の職員さんの勤務時間ということを奪ってしまっております。本当にこれはここで言っていることだったんだろうかと思えます。

では、私は、発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

私は、1期目のとき、動議が提出された際には、賛成・反対の意見を意思表示だけでなく、その理由をしっかりと述べるべきであると先輩職員から指導を受けてまいりました。その教えに従い、今回、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、世間では、しつけなどを名目とした暴力行為に対して、厳しい目が向けられております。その結果、失職に至る事例も全国的に報道されております。今回の事案については、検察による不起訴処分となり、相手方との和解も成立していることから、法的には一定の整理がなされたことと言えるかもしれません。また、全員協議会において、議会運営委員及び議会運営委員長を辞任し、その責任を取られたとの説明もありました。

しかし、市議会議員として本当にそれだけで十分でしょうか。議会運営委員や委員長の職は自らの意思で立候補し、また、その職を辞任することができます。しかし、市議会議員はそうではありません。市民の皆様から選挙によって選ばれ、その負託を受けて、職責を担っております。だからこそ、議員には高い倫理観と責任ある行動が求められます。今回の問題

を、議長からの注意と役職辞任だけで終わらせるのであれば、市民の理解と納得を得ることはできないと思います。市民の皆様は、議会が自らを律し、不祥事に対して厳正に対応することを期待されております。その期待に応えるためにも、本件については、より重い政治的責任を明確にする必要があると考えております。

以上の理由から、私は川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありますか。諸井義人議員。反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）

○８番（諸井義人君）

議席番号８番、諸井義人でございます。発議第７号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議案に反対の立場から討論をいたします。

川内議員の行為に関しては、市民の批判が集まっていることは確かだと思っております。しかしながら、本件については、市民との間の事案であり、関係者には、議員本人のみならず、一般市民やその家族も含まれております。議会には説明責任が求められる一方で、関係者の名誉やプライバシーにも十分配慮しなければなりません。これ以上この問題を取り上げ続けることは、関係者やその家族に新たな負担を生じさせるおそれがあり、場合によっては二次被害を拡大させる結果にもなりかねません。

議会に求められているのは、事案の性質に応じた冷静かつ節度ある対応であると考えます。辞職勧告は、議会として最も重い政治的意思の表示の一つであります。本件においては、そのことによって失われた信頼を回復する効果よりも、新たな対立や混乱を生じさせる懸念のほうが大きいと言わざるを得ません。無論、本件について結論を先送りするべきとは考えておりません。

私は、本件に対する議会の判断として、辞職勧告は相当ではないというふうに思っております。本人の謝罪、反省、不起訴、要職辞職などを顧みれば、今後、議員としての行動をしっかりと見守り、再起のチャンスを与えることも大人の判断ではないかと考えております。

よって、本議案に反対するということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。太田政信議員。賛成ですか。

○１番（太田政信君）

議席番号１番、太田政信です。私は、発議第７号に対し賛成の立場で討論いたします。

まず、この決議案は有罪・無罪を判断するものではありません。また、一人の議員を必要以上に非難するためのものでもありません。しかしながら、現職の市議会議員が傷害容疑で書類送検され、その事実がニュースや新聞等で報道されたことは、嬉野市議会に対する市民

の信頼を大きく損なう結果となりました。不起訴という結果が出たのは承知しております。しかし、市民の皆さんから見れば、議員が暴力行為を行ったと報道されたという事実そのものが大きく受け止められているのではないのでしょうか。

議員は、一般市民以上に高い倫理観と自律心を求められます。私たちは市民の代表として議場に立っており、その立場にふさわしい行動が求められます。私は今回の件を通じて、私たち議員一人一人が、今後も常に高い倫理観と自律心を持たなければならないと改めて認識いたしました。

今回、川内議員は議会運営委員会委員長を辞職されました。しかし、それだけで失われた市民の信頼が回復されたとは言い難いと私は考えます。また、川内議員は、今回の議案審議でも発言もせず、今回、一般質問もされておられません。反省というものはおとなしくしていることでしょうか。

私は新人議員として議会に入りましたが、先輩議員の姿勢や行動から大きく学んでおります。そのような中で、議員としての責任の重さ、そして、市民から信頼の大切さを改めて考えさせられました。

本決議案は、一人の議員を断罪するためのものではなく、議員として、市民に対し、この問題を重く受け止めているという意思を示すものであります。市民の信頼なくして議会は成り立ちません。その信頼回復の第一歩として、本決議案に賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。どちら。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

反対はありませんか。じゃあ賛成。阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

議席番号6番、阿部愛子です。発議7号に対して、賛成の立場で発言します。

どこでも誰でも暴力行為は絶対にあってはならないし、最も重いことだと思ってます。嬉野市で安心して安全に暮らしたいという市民の思いを不安にさせたことは、本当に重いことだと思っています。市民の方から信託されたことを裏切ったこと、これも重大なことだと思っています。市議会に対しても、市民からの信頼を失うこと、このことは市民に対してははっきりさせなきゃいけないと思いここに立ちました。発議7号に対して賛成します。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。反対ですか。（「賛成」と呼ぶ者あり）山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

議席番号9番、山口虎太郎です。発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について、賛成討論です。

今年1月に改選後半年もたたないのに議員の暴力事件が、新聞、ネット、テレビで取り上

げられました。私は、これまで先輩たちの議員との生活や姿をずっと見てきておりました。それにおいて、私も壇上からは厳しい言葉を言ってきましたが、また、この議場で長年の功労に表彰を受けられる議員の方々も見て、その功労に対して拍手を送ってきました。この先輩方が積み重ねた議会への品位を損ない、議員としての倫理観がない傷害事件は、政治倫理条例の下、川内議員が職を辞すべきと考えます。

選挙で選ばれた議員は、政治倫理条例の下、市民へ範を示す立場にあり、その政治責任は重い。議会は、暴力は許さない、認めない。この姿勢で私は議員生活をやっております。今回の発議第7号については、賛成討論で私の意見とします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。どっちですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成ですか。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

私は、この本決議案におきまして、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

議員による暴力行為、これは言語道断であり、容認できるものではございません。市民の皆様は御心配、また、不信を招いていることに対しては、議会の信頼を損ねた道義的責任というものに関しては、一議員として極めて重く受け止めております。

先ほど、当事者、議員本人からも自らの行為に対する真摯な反省、そして市民の皆様、そして本議会に対する心からの謝罪の意が表明されたと私は思っております。あとは、当事者の議員が、もう既に議会運営委員長という要職を辞任している。そして、司法での不起訴処分という形で、あとは民事上の和解に進んでいるというような誠実な事態の解決に努めていること。また、これまでの経緯、そして、本日の真摯な弁明ということにおいては、一定の理解と配慮がなされるべきであるかとは思っております。

ただ、しかしながら、暴力は断じて許してはいけないという市民の常識。そして、議会に高い倫理性を求める声というものにしっかりと応えていくためにも、本決議案の持つ、暴力を容認しないという大義、これにおいて、その結論においては、一議員として、また一市民の良識として、責任を持って賛成をしたいと思っております。

その上で、私はただ、本決議案の提出者によるこの提出は、あまりにも拙速で不条理な議事進行及び手続の軽視という姿勢においては、強い憤りとともに、批判を突きつけざるを得ないところがございます。先ほど反対討論をされた方々の反対討論でも厳しく指摘されたとおり、本件は法的な決着を試みている、私人間のトラブルである。議会として、特別委員会を設置して、事実関係を客観的に精査する手続があったであろう。そこをしないで、なぜ、陳謝や注意とかでは足りないのかという、比例の原則というものに関しても、納得のいく説明が最後までなされなかった。ただ感情的なのか。あとは、法解釈の誤解というものに基づいて、一足飛びに最も重いとされる処分を強行する姿勢というのは、今後の議会運営におい

て、私はあしき前例を残すものかと思っております。

私は、多少この推進派の方々のやり方には反対であり、議会の存在意識を問うものでもあると思います。しかし、当該議員の謝罪を受け止めつつも、議会が市民に対して、暴力というのは絶対にいけないと、暴力へのノーというものをしっかりと示すべきという結論を重く受け止めながら、私は、本決議案に賛成をいたします。ただ、議会としては、常に法の支配と適正手続、この正義に基づいた理性的かつ賢明な議会運営を行うべきことであることを強く訴えて、私の討論といたします。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。梶原睦也議員。どちらですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成ですか。

○15番（梶原睦也君）

議席番号15番、梶原睦也でございます。原稿は用意してきておりませんが、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の件につきましては、私も議会運営委員会のメンバーとして、当初から携わってきました。この案件を聞いたのは、先ほどいろいろ話がありましたように5月の頭であります。この段階から私も本当に悩みまして、議会として、この暴力案件に関しては、本人が認めているわけありますので、ここはもう覆ることはないと思います。そういう中で、議会として何ができるのかと、本当に探ってきました。先ほど来いろいろ話がありましたように、この度合いについて、本当に暴力が本当にひどい状況なのか、そんなにかないのかとか、いろいろ判断基準も必要だということも分かります。そういう中で、議会として何ができるかという中で、政治倫理条例の中に政治倫理審査会を立ち上げると、これで行こうと私も思いました。しかし、中身をよく読んだら、先ほど来話があるように、議員としてはこれできないと。不備といえば不備ですけども、立ち上げたときから私ずっといますので、本当に当初は政治倫理条例、嬉野の場合は執行部と一緒につくっています。ほかのところは議会独自もありますけど、そういう中で、この政治倫理条例を立ち上げて、清潔な政治をしていこうということで、この政治倫理条例というのはつくりました。しかし、中身がこういったことに想定していなかったという不備も、今、露呈してきております。そういう中で、今回はこの政治倫理条例を使うことができない。しかしほかに、先ほどありましたように、懲罰委員会を立ち上げてとかいろいろ考えました。しかし、これも条例的に、懲罰委員会に関しては、事が起こった3日以内に提出しなければいけないとか、様々な制約があります。その中で、市民の人は、本当に議会は何してるんだというふうに見られていたと思います。

しかし、ここで言いたいのは、議会として放置していたわけじゃなくて、何かをしないといけないという思いで今日まで来ました。私自身もほかに何かないだろうかという思いで来

ました。今日の皆さんの討論、また質疑を伺って、私自身は本当に、川内議員、罪を憎んで人を憎まずでありますけども、本当に頑張ってきております。しかし、この事実、この現実には目をそむけるわけにはいかないという思いでずっときました。そういう中で、非常に、先ほど来ありましたように、辞職勧告決議案、重い決議であります。しかし、議員としてこれをしてはならない。小さくても大きくても暴力に対してはやってはならないわけですよ。この事実がまだ判明していなければ私は反対になったと思いますけど、本人認めているわけですので、これは事実です。ここに関して、議会としてやっぱり重い決断をすべきだと。その中身かれこれじゃなくて、この事実、現実に基づいていくなれば、この決議案に関して、私、今回、賛成者にはなっておりません。今日まで本当に悩みました。しかし、この決議案に関しては、賛成をさせていただきます。そういう思いで今度の決議案には賛成の立場で討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。諸上栄大議員。どちらですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成ですか。

○7番（諸上栄大君）

議席番号7番、諸上栄大です。ただいま議題となっております辞職勧告決議案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、申し上げたいのは、暴力は絶対容認すべきものではない。しかしながら、それと同時に、この決議案について迷いが多々あります。先ほど来の議案質疑等も聞いても、果たして今のタイミングでいいものか。本来、辞職勧告決議は、議会が議員に対して自ら職を辞することを求める極めて重い意思表示ではあります。司法においては、今回の事案、不起訴の判断がなされており、そのような中で、議会として直ちに辞職勧告を行うことが適切なのか。より慎重な議論や経過を見る必要はあったのかどうかという思いがかなり錯綜しておりました。

しかしながら、改めて私自身の心情や倫理観、そして、市民から負託を受けた議員としての責任について考えたときに、最終的にはこの議案に関して賛成すべきであるとの結論に至りました。先ほど同僚議員からもお話がありましたように、どうしても手を上げてしまったこと、この件に関しては容認できないというところが一番最たる思いです。

しかしながら、今回の事案は、司法上の責任の有無とは別に、現職の議員が、飲食店において、知人に暴力を振るったものとされてあります。たとえ不起訴という判断がなされても、暴力という行為そのものが市民の信頼を大きく損なわれるものでは変わりはありません。私たち議員は、市民の代表として法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することが求められております。今回、提出者及び賛成者の方々、それと私も踏まえて、高い倫理観、これが今後さらに求められていくと思います。これを肝に銘じて、議会活動、議員活動をやっていく

必要性というのは高まったことだとは思いますが。議員、その立場にある者が自らの感情を抑えきれず、手を上げてしまったという行動に及んだことは決して軽視できるものではありません。

私は、本議案への賛成が個人への感情や非難や断罪ではあってならないと思っています。また、司法判断を否定するものではありません。一方で、議会には議会として責任があります。市民からの信頼を守り、議会の品位を保持するという責任であります。その責任を果たすためには、今回の行為は看過できないという意味を明確に示す必要があるという判断をいたしまして、賛成と変えさせていただきます。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第7号の討論を終わります。

発議第7号について採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

それでは、賛成多数であります。したがって、発議第7号 川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議については可決されました。

ここで、川内聖二議員の入場を許可します。

〔川内聖二議員 入場〕

日程第10. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続につきましては議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定いたしました。

日程第11. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論・採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。本定例会において議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

それでは、会議を閉じます。

令和8年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午後0時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 政 司

署名議員 宮 崎 良 平

署名議員 川 内 聖 二

署名議員 森 田 明 彦